

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

<背景>

今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や
我が国金融・資本市場において見られた問題等



我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資家等の保護を確保する

I 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

1. 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

- 一定の店頭デリバティブ取引等に対する清算機関の利用義務付け
 - 我が国における取引規模が多額で、その取引に基づく債務不履行が我が国市場に重大な影響を及ぼすおそれがある一定の取引については、以下のいずれかに清算集中
 - ・国内清算機関
 - ・国内清算機関と外国清算機関の連携による方式
 - ・外国清算機関
 - 我が国における取引規模が多額で、その取引に基づく債務不履行が我が国市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、我が国において清算する必要がある取引については、国内清算機関に清算集中

2. 清算関連の基盤整備に係る諸制度

- 国内清算機関の基盤強化
 - 主要株主規制（20%以上の議決権を保有する者に対する認可制）の導入
 - 最低資本金規制の導入
- 国内清算機関と外国清算機関の連携制度の整備
 - 以下の内容を含む一定の要件を満たす場合、国内清算機関は、認可を受けて外国清算機関と連携して清算業務を行うことができる
 - ・清算が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制の整備
 - ・外国当局から免許等を受けていること
 - 連携金融商品債務引受業務の停止命令、認可の取消し等の監督規定を整備
- 外国清算機関制度の創設
 - 以下の内容を含む一定の要件を満たす場合、外国清算機関は、免許を受けて清算業務を行うことができる
 - ・清算が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制の整備
 - ・外国当局から免許等を受けていること
 - 外国清算機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消し等の監督規定を整備
- 清算における債務引受けの概念の実質化等
 - 「債務引受業」の定義に、現行の「債務引受け」に「更改その他の方法」を加える

- 我が国の市場に与える影響が軽微な一定の種類の取引に係る適用除外を設ける

3. 取引情報保存・報告制度の創設

- 取引情報の保存・報告
 - 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存・報告を義務付け
 - 金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関（取引情報蓄積機関）による保存・報告を選択可能
- 取引情報蓄積機関制度の創設
 - 取引情報蓄積機関の指定制度を創設
 - ・国内の取引情報蓄積機関：申請を受けて指定
 - ・外国の指定取引情報蓄積機関：各国監督当局による協調的な監督の枠組みなどの国際的な合意の下で、我が国当局に対する報告等を確保できていることを前提に告示指定
 - 取引情報蓄積機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、指定の取消し等の監督規定を整備

II グループ規制・監督の強化

1. 証券会社の連結規制・監督の導入等

- 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化
 - 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者・投資運用業者）の主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対して、その必要性が特に高い場合に、当該金融商品取引業者の適切な業務運営確保のため必要な措置を求める権限等を導入
- 一定規模以上の証券会社に対する連結規制・監督の導入
 - 【川下連結】
 - 特別金融商品取引業者（総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者）について、
 - ・内閣総理大臣への届出、所属する企業グループの財務状況等の報告を義務付け
 - ・連結ベースの事業報告義務、連結自己資本規制を導入
 - ・その子会社等に対する報告徴取・検査等の監督規定を整備
 - 【川上連結】
 - 上記川下連結の対象となる特別金融商品取引業者のうち、その親会社等が以下の要件のいずれかに該当する場合であって、それらの適切な業務運営の確保の必要性が特に高いと認められるときに、内閣総理大臣が当該親会社を以下の規制・監督の対象として指定する（他法令（外国の法令を含む）に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合は、指定しないことができる）
 - ・当該親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っていること
 - ・当該親会社等が当該特別金融商品取引業者に対して資金支援を行っており、

その停止が当該特別金融商品取引業者の業務運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められること

○指定を受けた親会社について、

- ・企業グループの中で最上位の者に対するグループ全体に係る事業報告義務、連結自己資本規制を導入
- ・措置命令等の監督規定を整備
- ・親会社やその子会社等に対する報告徴取・検査等の監督規定を整備

2. 保険会社の連結財務規制の導入

- 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンス・マージン基準）の導入

Ⅲ その他投資家保護のための措置

- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
 - 破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
 - 信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者の選任等について、当局による申立てを可能に
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備
 - 裁判所の差止命令違反について、法人に対しても罰則を課すことを可能に

Ⅳ 施行日

